

勤 務 条 件 通 知 書

所 在 地 さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4

任 命 権 者 清水 勇人

1 任 期	・令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで (採用から 1 月間は条件付採用期間とする。採用後 1 月間の勤務日数が 1 5 日に満たない場合は、勤務日数が 1 5 日に達するまで延長する。) ・年度内更新予定 (有 ・ ☒ 無) 有の場合 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ※ 更新は、任期满了時の業務量や業務の進捗状況、予算の有無、勤務成績、態度、職務遂行能力により判断する。 ・同一の職務内容の職が設置された場合の再度の任用予定 (☒ 有 ・ 無) ※ 再度の任用は、任期满了時の業務量や業務の進捗状況、予算の有無、勤務成績、態度、職務遂行能力により判断する。
2 勤務場所	(雇入れ直後) 大宮区役所健康福祉部高齢介護課 (さいたま市大宮区吉敷町 1 - 1 2 4 - 1) 外 (変更の範囲) 変更なし
3 職務内容	(雇入れ直後) 介護認定調査員として、介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) の規定による要介護認定又は要支援認定に関する訪問調査等を行う。 (変更の範囲) 変更なし
4 勤務日	・月曜日から金曜日の間で、所属長の指定する日 ・月 1 9 日以内 (応相談) ※祝日の場合は、勤務を要しない。
5 勤務時間、 休憩時間、 所定時間外 労働の有無	・午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までのうち所属長が指定する時間 ・休憩時間 勤務時間が 6 時間を超える場合には、6 0 分とする。 ・所定時間外労働の有無 (☒ 有 ・ 無) ・月あたり 1 1 0 時間程度 (月あたり 9 0 時間～1 1 0 時間で応相談)
6 勤務を要し ない日	・定例日 毎週土・日曜日、国民の祝日、1 月 2 日、1 月 3 日、 1 2 月 2 9 日から 3 1 日まで ・非定例日 別途所属長が定める日 (応相談)
7 休 暇	・年次有給休暇 最大 1 0 日付与 (勤務条件等により異なるため、応相談) ・その他の休暇 有給 (病気休暇、保育時間、忌引休暇、結婚休暇、夏季休暇、看護休暇)

	等) 無給（妊娠障害休暇、生理休暇） ※ それぞれ取得要件あり。
8 報 酬	・時給 1, 535 円（地域手当に相当する報酬を含む。） ・費用弁償（通勤手当相当分）あり。規則の範囲内で、交通機関利用分、交通用具利用分をそれぞれ支給する。 ・所定時間外、休日又は深夜労働に対し割増賃金を支給する。 ・報酬締切日は毎月末とし、翌月 21 日までに、原則として口座振替により支払う。 ・再度任用時は職務経験を考慮し、一定金額を加算した時給となる。 ・期末手当支給あり（6 月, 12 月） ※ 勤務条件によって異なるため応相談 ・退職手当支給なし。
9 募 集 期 間	・令和 8 年 7 月 24 日から 令和 8 年 8 月 28 日まで （一定数に達した時点で早期に募集を締め切ります）
10 受 験 資 格	・次の(1)、(2)の全ての要件を満たす人 (1) 次のいずれにも該当しない人 - ア 拘禁刑（禁錮を含む。）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 - イ さいたま市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人 - ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 - エ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外） (2) 次の資格・要件に該当する人 - ア 介護保険法第 69 条の 7 第 3 項（第 69 条の 8 第 3 項で準用する場合を含む。）及び第 5 項に規定する期間が有効である介護支援専門員証を有する介護支援専門員 - イ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 条）第 113 条の 2 に規定する実務の経験を有する人 - ウ ア、イに掲げる者と同等の能力を有すると認められる人
11 退 職 に 関 す る 事 項	・任期が満了した場合は、当然に退職する。 ・自己都合退職の手続 （退職する日の 1 月前までに所属長に届け出ること。） ・免職の事由 次の事由に該当する場合は、免職とすることができる。 1 心身の故障のため、職務の遂行に支障があると認められる場合 2 勤務状態が不良である場合又は職員としてふさわしくない行為があった

	場 合 ・ 定年制（無）
12 その他	・ 社会保険の加入 ㊥・無 （健康保険：埼玉縣市町村職員共済組合、年金：厚生年金） ・ さいたま市職員互助会の加入 ㊥・無 ※埼玉縣市町村職員共済組合に加入した日から、さいたま市職員互助会に加入する。 ・ 雇用保険の適用 ㊥・無 ・ 災害補償 労災・<u>条例適用</u> ・ その他の事項は、本市の条例、規則等に定めるところによる。

＜問合せ先＞

さいたま市大宮区役所健康福祉部

高齢介護課 介護保険係

担 当：和泉田、今野、影山、松本

電 話：048－646－3068

F A X：048－646－3165